

○神戸市消費生活会議及び神戸市消費者苦情処理審議会に関する規則

昭和49年7月15日

規則第82号

改正 昭和51年3月31日規則第106号

昭和57年4月1日規則第20号

昭和60年4月1日規則第11号

平成5年5月31日規則第30号

平成12年3月31日規則第135号

平成14年3月29日規則第80号

平成17年4月1日規則第2号

平成18年3月31日規則第121号

令和2年3月31日規則第101号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市民のくらしをまもる条例(平成17年4月条例第2号)第54条第3項の規定に基づき、神戸市消費生活会議(以下「消費生活会議」という。)及び神戸市消費者苦情処理審議会(以下「苦情処理審議会」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 消費生活会議は、若干名の委員で組織する。

2 委員は、市長が委嘱し、又は任命した者及び苦情処理審議会の委員で構成する。

3 前2項に規定する者のほか、市長は、特別の事項又は専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

4 臨時委員は、学識経験のある者その他市長が適当であると認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 苦情処理審議会の委員以外の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、特別の事項又は専門の事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 消費生活会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、消費生活会議を代表し、その事務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 消費生活会議は、会長が招集する。

2 消費生活会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 消費生活会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 消費生活会議の庶務は、経済観光局において処理する。

(組織)

第7条 苦情処理審議会は、若干名の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 消費者

(3) 事業者

(準用)

第8条 第2条第3項及び第4項並びに第3条から第6条までの規定は、苦情処理審議会について準用する。

(施行細目の委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、消費生活会議及び苦情処理審議会に関し必要な事項は、それぞれの会長がこれらに諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和49年7月15日から施行する。

(神戸市包装適正化委員会規則の廃止)

- 2 神戸市包装適正化委員会規則(昭和49年3月規則第122号。以下「包装委員会規則」という。)は、廃止する。

(経過規定)

- 3 この規則の施行の際現に包装委員会規則の規定に基づき委員に委嘱されている者は、この規則の規定に基づき委嘱されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の日から昭和50年3月31日までに委嘱又は任命される消費者保護会議、表示委員会及び苦情処理委員会の委員の任期は、第3条、第9条及び第13条の規定にかかわらず、同日までとする。
- 5 この規則の施行後、最初の消費者保護会議、表示委員会及び苦情処理委員会は、第5条第1項(第11条及び第14条により準用される場合を含む。)の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(昭和51年3月31日規則第106号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年4月1日規則第20号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年4月1日規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の神戸市民のくらしをまもる条例に基づく附属機関の組織、運営等に関する規則の規定により委嘱されている神戸市表示適正化委員会の委員である者は、この規則による改正後の神戸市民のくらしをまもる条例に基づく附属機関の組織、運営等に関する規則の規定により神戸市表示・取引適正化委員会の委員に委嘱されたものとみなす。

附 則(平成5年5月31日規則第30号)

この規則は、平成5年6月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第135号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に改正前の第2条第2項、第8条第2項及び第11条第2項の規定により委嘱され、任命され、又は充てられた委員は、この規則の施行と同時にその職を失うものとする。

附 則（平成14年3月29日規則第80号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規則第2号）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第121号）抄

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第101号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。